

こどもの権利

(病院で治療を受けるこどもは、「こどもの権利」をもとに守られます)

1. 一人の人間として、思いやりのある医療を受けることができます。
2. 最も良い、安全な医療を受けることができます。
3. 病気のことや病気を治していく方法を、一人一人にあわせた言葉や絵などを使って、病院スタッフから説明を受けることができます。
4. わからないことや心配なことがあるときは、いつでも病院スタッフに話をする
ことができます。
5. 他人に知られたくないことは秘密にできます。
6. 自分の体のことは、自分で決めることができます。
7. 入院しても、勉強したり遊んだりすることができます。

※ 病院スタッフ：医師・看護師・薬剤師・栄養士・リハビリ訓練士・保育士など

(令和3年4月12日執行部会承認)